

(案)

瀬戸市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをすること及び個人情報の保護に関する市の施策に協力することに努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報を自ら保護すること、他人の個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをすること及び個人情報の保護について積極的な役割を果たすことに努めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関(市長(水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならな

い。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止し、又は同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により届け出た事項を記載した帳簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(条例要配慮個人情報に係る記述等)

第5条の2 法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者の当該性自認に係る記述等
- (2) 性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者の当該性的指向に係る記述等
- (3) 性及び性的指向を認識していない者の当該性及び性的指向に係る記述等

(目的外利用及び外部提供)

第6条 実施機関は、法第69条第1項及び第2項の規定により保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものへ提供するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(不開示情報)

第7条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハにより開示することとされている情報を除く。）とする。

（開示請求に係る手数料）

第8条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

（開示決定等の期限）

第9条 開示決定等は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第10条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求費用の負担)

第11条 法第87条第1項の規定により写し（電磁的記録にあっては、規則に定める方法により交付する記録媒体）（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付（送付を希望する場合に限る。次項において同じ。）に要する費用を負担しなければならない。

- 2 写し等の作成及び送付に要する費用は、規則で定めるところによる。
(瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。